

(老人福祉法の特例)

第三十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

【事業の名称】 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業

【現行制度の概要】

特別養護老人ホームの経営は第1種社会福祉事業（社会福祉法第2条第2項第3号）とされており、社会福祉法においては、社会福祉法人以外の民間事業者が第1種社会福祉事業を行うことは、都道府県知事又は指定都市・中核市の市長（以下「都道府県知事等」という。）の許可を受ければ可能とされています（社会福祉法第62条第2項）。しかし、特別養護老人ホームは、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設であり、こうした利用者の保護を図るためには、長期間、安定した経営を行いながら介護サービスを提供する必要があることなどから、老人福祉法において、その経営主体を自治体と社会福祉法人に限定しています。

【特例措置の内容】

特別養護老人ホームについては、各都道府県が作成する老人福祉計画において、老人保健福祉圏域（介護保険法第118条第2項第1号の規定により当該都道府県が定める区域。平成18年10月1日現在、全国で352。）ごとに必要入所定員総数を定めており、これに向かって計画的な整備が行われています。

構造改革特別区域（以下「特区」という。）として認定を受けた場合には、都道府県老人福祉計画に照らして特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、地域の介護ニーズを把握しその整備に一定の責任を負う自治体が主導し、かつ、十分関与できる形で、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営が認められます。

この特例は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人が特別養護老人ホームを設置することを認めるものです。

構造改革特別区域法における老人福祉法の特例措置の体系

	特区法第30条の特例措置	老人福祉法第15条		
設置運営	PFI法に基づく選定事業者である法人	社会福祉法人	地方公共団体	
	PFI法に基づく選定事業者である法人	社会福祉法人	地方公共団体	社会福祉法人等（※）
分類	民設民営		公設公営	公設民営

（※）地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者

**【趣旨】**

現在、都市部を中心として、特別養護老人ホームへの入所希望者が増加している状況にあり、真に入所の必要性がある方の数を正確に見込んだ上で、このような状況に適切に対応していくことが求められています。

このため、特区として認定を受けた場合には、特別養護老人ホームの整備量が必要入所定員総数に達していない老人保健福祉圏域において、自治体及び社会福祉法人以外の主体にも特別養護老人ホームの経営を認めることにより、多様なサービス提供主体によって、地域の介護ニーズを充足することを可能とするものです。

なお、特別養護老人ホームは、常時の介護が必要で在宅ではこれを受けることが困難な高齢者のための入所施設ですので、こうした利用者の保護の観点に立ち、自治体が主導し、かつ、十分関与できる方式であるPFI方式に限って

認めることとしています。

## 【説明】

- 1 「特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条及び別表第二十号において同じ。）の入所定員の総数が、同法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この条において同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要がある」

特別養護老人ホームの整備については、各都道府県が作成する老人福祉計画において、老人保健福祉圏域ごとに必要入所定員総数を定めています。特別養護老人ホームの入所定員総数がこの必要入所定員総数を下回る区域において、株式会社等の参入によって特別養護老人ホームの設置を促進し、地域の介護ニーズを充足する必要があることを要件とするものです。

- 2 「選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人」

特区において自治体及び社会福祉法人以外の主体に特別養護老人ホームの経営を認めるに当たっても、利用者保護の観点から自治体が主導し、かつ、十分関与できる方式とすることが必要であり、その一つとして本条ではPFI方式による場合を想定しています。

- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

- 5 この法律において「選定事業者」とは、第七条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。

（特定事業の選定）

第六条 公共施設等の管理者等は、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条 公共施設等の管理者等は、前条の規定により特定事業を選定したときは、当該特定事業を実施する民間事業者を公募の方法等により選定するものとする。

2（略）

3 「老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該構造改革特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる」

P F I 法に基づく選定事業者である法人が、特別養護老人ホームを設置するには、都道府県知事等の認可が必要であることを定めたものです。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があったときは、老人福祉法第十七条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- 二 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- 三 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 四 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 五 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。

3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。

4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

#### 【説明】

1 P F I 法に基づく選定事業者である法人から、特別養護老人ホームの設置認可の申請があったときの都道府県知事等の審査等について規定したものです。

2 第2項本文前段は、市町村や社会福祉法人が経営する特別養護老人ホームと同様に、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（老人福祉法第17条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準）を満たしているかどうか、審査基準の1つであることを述べたものです。

3 また、都道府県知事等は、第2項第1号から第5号までに掲げる基準に従って審査を行うほか、認可を与えるに当たっては、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができることとするものです。

5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十条第一項の認可の」と、同項及び附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項、第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同法附則第七条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認める

とき」と読み替えるものとする。

**【説明】**

P F I法に基づく選定事業者である法人が特別養護老人ホームを設置できることとしたことに伴い、社会福祉法人に適用される特別養護老人ホームに係る規定について、P F I法に基づく選定事業者である法人を社会福祉法人とみなしてこれを適用するとともに、所要の読替規定を整備するものです。

構造改革特別区域法 読替え表 (第三十条第五項関係)  
 ○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号) 抄

(注) 傍線は読替部分を示す。

読替之後	読替之前
<p>(施設の設置)            第十五条 (略)            2 5 (略)            6 都道府県知事は、構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)第三十条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における特別養護老人ホームの入所定員の総数が当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるときその他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、構造改革特別区域法第三十条第一項の認可をしないことができる。</p> <p>(変更)            第十五条の二 (略)            2 構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)            第十六条 (略)            2・3 (略)            4 構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が特</p>	<p>(施設の設置)            第十五条 (略)            2 5 (略)            6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域(介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。</p> <p>(変更)            第十五条の二 (略)            2 前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項の規定による認可を受けた者は、厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)            第十六条 (略)            2・3 (略)            4 第十五条第六項の規定は、前項の規定により社会福祉法人が養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請</p>

別養護老人ホームの入所定員の増加の認可の申請をした場合について準用する。

第十九条 都道府県知事は、特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用する前項の規定により、特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

#### 附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、構造改革特別区域法第三十条第一項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における特別養護老人ホームの入所定員の総数が当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになると認めるときその他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 構造改革特別区域法第三十条第五項の規定により読み替えて適用

をした場合について準用する。

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分と違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームにつき、その事業の廃止を命じ、又は設置の認可を取り消す場合には、あらかじめ、社会福祉法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会の意見を聞かなければならない。

#### 附則

(養護老人ホーム等の設置等に係る中核市の長に対する助言等)

第七条 都道府県知事は、当分の間、第十五条第四項の規定により社会福祉法人が中核市の区域内に養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置しようとする場合において、当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当中核市の長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

2 前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した養護老



する前項の規定は、社会福祉法人が中核市の区域内に設置した特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。

人ホーム又は特別養護老人ホームの入所定員を増加しようとする場合について準用する。